

保護者の皆様

令和2年度多摩市学校給食実施計画等の変更のお知らせ

市立小中学校の臨時休業により、4月から学校給食が停止され、6月8日より簡易的な給食が始まりました。この学校給食の停止期間等の影響から当初計画していました学校給食費等に変更がありますので、お知らせいたします。なお、臨時休業中（3月～5月）の学校給食費の口座振替は行っていません。

1. 学校給食費について

(1) 学校給食費と年間給食実施日数について

学校給食費は、給食で使用する食材料等の購入費にのみ充てられます。
変更となった各学年の学校給食費は下表のとおりです。

上段	変更前
下段	変更後

		学校給食費								年間給食 実施日数 (徴収回数)	年間 月数
		牛乳あり			牛乳なし		牛乳のみ				
		年額	1食 単価	7月分 1食単価	月額	年額	月額	年額	月額		
小学校	1年生	44,550円	241円	—	4,050円	33,440円	3,040円	11,440円	1,040円	185日	11ヶ月
		<u>35,360円</u>	<u>241円</u>	<u>241円</u>	<u>4,420円</u>	<u>26,560円</u>	<u>3,320円</u>	<u>9,040円</u>	<u>1,130円</u>	<u>147日</u>	<u>8ヶ月</u>
	2年生	45,540円	241円	—	4,140円	33,990円	3,090円	11,660円	1,060円	189日	11ヶ月
		<u>35,360円</u>	<u>241円</u>	<u>241円</u>	<u>4,420円</u>	<u>26,560円</u>	<u>3,320円</u>	<u>9,040円</u>	<u>1,130円</u>	<u>147日</u>	<u>8ヶ月</u>
3・4 年生	47,960円	254円	—	4,360円	36,630円	3,330円	11,660円	1,060円	189日	11ヶ月	
	<u>37,200円</u>	<u>254円</u>	<u>249円</u>	<u>4,650円</u>	<u>28,320円</u>	<u>3,540円</u>	<u>9,040円</u>	<u>1,130円</u>	<u>147日</u>	<u>8ヶ月</u>	
5・6 年生	50,930円	270円	—	4,630円	39,490円	3,590円	11,660円	1,060円	189日	11ヶ月	
	<u>39,440円</u>	<u>270円</u>	<u>258円</u>	<u>4,930円</u>	<u>30,560円</u>	<u>3,820円</u>	<u>9,040円</u>	<u>1,130円</u>	<u>147日</u>	<u>8ヶ月</u>	
中学校	1・2 年生	52,360円	301円	—	4,760円	41,910円	3,810円	10,780円	980円	174日	11ヶ月
		<u>43,280円</u>	<u>301円</u>	<u>273円</u>	<u>5,410円</u>	<u>34,480円</u>	<u>4,310円</u>	<u>9,040円</u>	<u>1,130円</u>	<u>146日</u>	<u>8ヶ月</u>
3年生	51,100円	301円	—	5,110円	41,000円	4,100円	10,500円	1,050円	170日	10ヶ月	
	<u>42,080円</u>	<u>301円</u>	<u>273円</u>	<u>5,260円</u>	<u>33,520円</u>	<u>4,190円</u>	<u>8,800円</u>	<u>1,100円</u>	<u>142日</u>	<u>8ヶ月</u>	

※変更後の学校給食費年額は、7月分の1食単価×7月の給食日数(21日)+1食単価×9月から令和3年3月までの給食日数(126日～121日*学年により日数が異なります。)により算出しています。なお10円未満は年間月数(8ヶ月)で割った月額を算出する際、切り捨てとなっています。

※月の途中から転出入した場合、転出入月の給食費は、日割り算定した額となります。

※アレルギー等で牛乳のみ飲用する場合、牛乳単価でのお支払いになります。

2. 学校給食費の納入（口座振替）

(1) 6月、8月の学校給食費について（※給食実施日数：6月は17日、8月は11日です。）

一ヶ月の日数に満たない配食であり、新型コロナウイルス感染症対策の特例として6月と8月の学校給食費は市が負担するため、口座振替は行いません。

(2) 年間の納入（口座振替）スケジュールについて

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
振替日 (予定)		7/31		9/30	11/2	11/30	12/28	2/1	3/1	3/29

※口座振替日（納入期限）は、原則として毎月末日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）です。

- ① 学校給食費の納入方法については、口座による自動振替（口座振替）となります。（預金通帳への記載をもって領収書とさせていただきます。）
- ② 振替日は毎月末日の一日だけですのでご注意ください。

問い合わせ先

学校給食費や実施日数等：学校給食センター【永山調理所375-4661 南野調理所371-2417】
学校給食費の納入等：学校支援課 保健・給食係【電話338-6875】

就学援助費の年度途中申請について

就学援助は、家庭の経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、お子さんが学校で安心して勉強できるよう、学用品代等の就学に伴う費用の一部を援助するものです。

本制度は、各世帯の昨年の収入額により援助を決定しますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、直近の家計が急変した世帯につきましては、年度途中からの申請を行うことができます。まずは学校支援課（電話：042-338-6875）までご相談ください。

【申請手続きについて】

※ 既に年度当初申請書を提出している方は、再度の提出は必要ありません。ただし、申請書提出後に経済状況が変わったことによる申請は可能です。

1 援助の対象となる世帯

(1) 生活保護を受けている世帯

(2) 生計を一つにする世帯全員の 令和元(平成31)年中の収入合計額が、認定基準額※1以下の世帯

※1 認定基準額は、世帯の構成人数・年齢等に応じて、生活保護基準額表で算出した基準額をもとに定めており、実際の世帯の総収入額の合計額が、認定基準額を下回る場合に認定となります。

ひとり親(母子、父子)家庭の方は、生活保護基準額表の母子加算額を認定基準額に加算します。

※ 収入額の確認には、本年度市民(住民)税額の確定後に税務資料を使用させていただきます。

なお、自営業の方や給与収入以外の収入がある場合は、「簡易給与所得表(国税庁)」を用いて、所得額から給与収入相当額に換算して審査します。

(3) 特別な事情により前年と比べ著しく家庭の経済状況が変わったため、児童生徒を就学させることが困難であると認められる世帯

<提出物>

- ・現状審査依頼書(様式あり)
- ・申請前1ヶ月の収支明細書(様式あり)
- ・申請前3ヶ月程度の収入を証明できる書類(給与明細書、事業主等の収入証明書等)
- ・1月2日以降の転入者は、前住所地の課税(非課税)証明書の写し
- ・退職による場合は、退職証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証等の写し
- ・賃貸住宅の方で家賃加算を希望の方は、家賃証明書(賃貸借契約書の写し)等

◆各世帯の認定基準額の目安

※借家の額は、月額家賃上限額 69,800 円の場合

世帯人員	世帯構成(例)	例)令和元(平成31)年中の世帯全員の総収入金額(円)	
		年間総収入額(持家)	年間総収入額(借家)
2人	母 30 歳、子 9 歳(小4)	約 259万円 ※上記は母子加算額を加算した金額	約 343万円 ※上記は母子加算額を加算した金額
3人	父 42 歳、母 38 歳、子 13 歳(中2)	約 313万円	約 397万円
4人	父 34 歳、母 30 歳、子 8 歳(小3)、子 4 歳	約 349万円	約 433万円
5人	父 46 歳、母 39 歳、子 13 歳(中2)、子 10 歳(小5)、子 5 歳	約 432万円	約 515万円

※ 認定基準額は、世帯構成やご家族の年齢などを生活保護基準額表に当てはめて算出しますので、世帯ごとに異なります。

※ 給与収入以外の収入がある方は、「簡易給与所得表(国税庁)」より、所得から給与収入相当額に換算して審査します。

問い合わせ先：〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1 多摩市教育委員会
教育部 学校支援課 保健・給食係 直通電話：338-6875